

交渉(全労働京都支部)議事概要(平成30年3月9日)

京都労働局長(当局)は、平成30年3月9日(金)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

1【全労働京都支部】

「給与制度の総合的見直し」によって賃下げとなる職員が生じないための対策を講じるよう、関係機関に伝えること。

また、国家公務員の給与や諸手当について、複雑・困難な職務実態に見合った賃金水準に改善することで、職員が安心して職務に専念できる環境を実現すべく、関係機関に要請すること。

【当局】

給与の引下げや昇格・昇給制度の見直しは、職員の生活設計に大きな影響を及ぼし、士気にもかかわるものであると認識している。

職場の実情や職員の生活実態等を踏まえた適切な措置が講じられるよう、関係機関に要望を伝えたい。

2【全労働京都支部】

毎年の定員削減によって、職場は大変厳しい状況にある。行政運営に必要な定員を十全に確保すること。

【当局】

労働行政の重要課題の実施に当たる監督署・安定所の体制整備が不可欠であることは言うまでもなく、なお一層の定員を確保した行政体制の確立が必要であると考えており、本省に対して厳しい職場の現状を引き続き訴えていくとともに、出来る限りの手立てを尽くして行政体制の確保に取り組みたい。

3【全労働京都支部】

非常勤職員が働きがいを感じ、長く安心して働き続けられる職場環境、諸制度の見直しなど、処遇改善を行うこと。

【当局】

非常勤職員は、複雑困難化・多忙化を極める第一線の職場で、労働行政の推進のため懸命に勤務され、今やいずれの職場においても欠くべからざる存在になっている。

一方、処遇等が決して十分なものになっていないことも認識しており、非常勤職員の処遇や制度の改善に向けて、関係機関に要望を伝えたい。